

青森県報

第三千三百八十九号

平成二十三年
五月二十日
(金曜日)

目次

規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則	（財務指導課）	一
告示		

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正	（水産振興課）	二
公有水面埋立て工事のしゅん功認可	（整備課）	二
基本測量の実施	（監理課）	三
公共測量の実施	（同）	三
道路の供用の開始	（道路課）	三
公 告		

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	（医療業務課）	四
大規模小売店舗の変更の届出	（経営支援課）	四
県有財産の貸付に係る一般競争入札	（農林水産政策課）	五
県営土地改良事業計画の決定	（農村整備課）	六
出先機関		
土地改良区の定款変更の認可	（中南部地域民局）	六
土地改良区の役員住所変更	（三八地域民局）	六
土地改良区の役員就任及び退任	（同）	七
道路の位置の指定	（同）	七

土地改良事業の工事の完了

選挙管理委員会

病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正

公営企業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十一号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

（公共工事の前金払の特例）

第四条 東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下この条において「被災市町村の区域」という。）において施行する公共工事（当該公共工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）に要する経費についての第百条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「四割」とあるのは「五割」と、「三割」とあるのは「四割」と、同条第二項中「各号」とあるのは「各号（第二号を除く。）」と、同項第一号中「千万円」とあるのは「三百万円」とする。

（上北地域民局）

（事務局）

（病院課局）

別記第二の第五十四条の次に次のように加える。
特記事項

東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（以下「被災市町村の区域」という。）において施行する公共工事（当該公共工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）については、第34条第1項及び第2項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、同条第4項中「次の各号」とあるのは「第1号及び第3号から第5号まで」と、同項第1号中「1,000万円」とあるのは「300万円」と、同条第8項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と、同条第9項中「10分の5」とあるのは「10分の6」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百五十号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一の表深浦区域の項を次のように改める。

深浦区域 深浦漁業協同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業 2 総トン数十トン以上百トン未満の漁船により行う底びき網漁業 3 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業 4 小型定置漁業、たい・ぶり定置漁業及び内水面以外の水面において網漁具を水深二十七メートル以上の水中に定置して主としてぶりをとる漁業
---------------------	---

二の表大間区域の項を次のように改める。

大間区域 大間漁業協同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> 5 主として底建網漁業であつて、主として一本釣漁業 1 総トン数五十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業 2 総トン数五十トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業 3 総トン数五十トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業 4 総トン数五十トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業 5 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
---------------------	--

青森県告示第四百五十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十二年四月六日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成二十三年五月十三日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までつがる市役所に備え置いて閲覧に供される。

平成二十三年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

- 1 認可を受けた者の住所及び名称
 - つがる市木造若緑六一の一 つがる市
 - 2 代表者の住所及び氏名
 - つがる市木造若緑六一の一 つがる市長 福島弘芳
- 二 埋立区域

1 位置

つがる市富港町屏風山一番一七七八の地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 北緯 四〇度五八分三九秒一五二〇

東経 一四〇度一八分五〇秒六〇七〇

の地点 北緯 四〇度五八分三九秒三七二七

東経 一四〇度一八分四八秒四三七一

の地点 北緯 四〇度五八分四〇秒二四一九

東経 一四〇度一八分四八秒五九一〇

の地点 北緯 四〇度五八分四〇秒〇一九五

東経 一四〇度一八分五〇秒七七七八

の地点 北緯 四〇度五八分三九秒四二二二

東経 一四〇度一八分五〇秒六七一一

の地点 北緯 四〇度五八分三九秒四一四〇

東経 一四〇度一八分五〇秒六五三四

3 面積

一、三九二・四九平方メートル

青森県告示第四百五十二号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(東北地方太平洋沖地震に伴う高精度三次元測量)

二 作業期間

平成二十三年五月三十日から同年十一月三十日まで

三 作業地域

青森市

八戸市

十和田市

東津軽郡平内町

上北郡野辺地町

上北郡七戸町

上北郡東北町

三戸郡三戸町

三戸郡五戸町

三戸郡南部町

三戸郡階上町

青森県告示第四百五十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量(空中写真撮影)

三 測量の期間

平成二十三年六月一日から平成二十四年三月三十一日まで

四 測量の地域

青森市

青森県告示第四百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年六月十九日まで青森県県土整備
部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道八戸大野線	八戸市大字中居林字蓋名池四の三から 八戸市大字田向字デントウ平九の一まで	平成三〇・五・三

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令
第二百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県広域災害・救急医療情報システム役務提供 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県健康福祉部医療薬務課
青森市長島一丁目一の1
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十三年三月三十一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

東京都江東区豊洲三丁目三の三

六 契約金額

三千三百二十三万五千四百四十円。ただし、回線使用料は利用実績による。

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項
第一号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした
ものである。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規
模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三
項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
十和田南ショッピングセンター
十和田市大字相坂字小林二一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 宮下直行	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 宮下直行	平成 三〇・一・三〇
マックスパリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六 の二五 代表取締役 宮地邦明	マックスパリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六 の二五 代表取締役 宮地邦明	
	三菱UFJリース株式会社	

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

東京都千代田区丸の内一丁目五
の一
代表取締役 村田隆一

変 更 前	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の二〇 代表取締役 宮下直行 マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六 の二五 代表取締役 宮地邦明	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の二〇 代表取締役 宮下直行 マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六 の二五 代表取締役 宮地邦明	年 月 日 更
変 更 後	株式会社ファーストリテイリン 山口県山口市大字佐山七二七の 一 代表取締役 柳井正	株式会社ファーストリテイリン 山口県山口市大字佐山七二七の 一 代表取締役 柳井正 株式会社イービーシー・マート 東京都渋谷区神南一丁目二一の 五 代表取締役社長 野口実	平 成 三 三 年 五 月 二 十 日

四 届出年月日

平成二十三年五月六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

2 期間

平成二十三年五月二十日から同年九月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年九月二十日
提出先

2 青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県有財産の貸付に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物件の貸付

土地(温室部分の土地)

所 在 地	地 目	面積(平方メートル)
青森市大字合子沢字松森三九五の二六内	原野 (現況 雑種地)	五、三〇〇

建物

種 類	所 在 地	構 造	数 量	面積(平方メートル)
温室	土地に同じ	鉄骨造 ビニール・ ガラス板葺平屋建	六棟 (六室)	一、一八八
温室	土地に同じ	鉄骨造 ガラス板葺平屋建	六棟 (六室)	一、一八八

2 貸付期間

平成二十三年八月一日から平成二十四年三月三十一日まで

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 野菜、花きその他の耕種作物の生産をする者であること。

3 畜産関係の業に携わらない者であること。

三 貸付する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 貸付する物件の地図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県農林水産部農林水産政策課

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部会議室（青森県庁南棟五階）

2 入札日時

入札案内書による。

3 開札場所及び日時

入札案内書による。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約書に基づき、平成二十三年八月三十一日までに全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 貸付物件は、現状での利用となるため、入札に参加する者は、必ず入札前に現

地を確認すること。

3 契約締結後、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項の許可

を受けることを停止条件とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、六戸地区の県営土地改良事業（集落基盤整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年五月二十三日から同年六月十七日まで

三 縦覧の場所

六戸町役場

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、石川土地改良区の定款の変更を平成二十三年五月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十三年五月二十日

中南地域県民局長 川 村 昌 廣

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、島守土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の

規定により公告する。

平成二十三年五月二十日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

役員別	氏 名	住 所	住所変更の年月日
理事	坂本 明	旧住所 八戸市南郷区大字島守字白山五 新住所 八戸市南郷区大字島守字白山五の一	平成三・三三

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、館土地改良区から、次のとおり役員の新就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年五月二十日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

役員別	氏 名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	宮沢 劭	八戸市大字八幡字林崎一〇の一	平成三・四・一就任
"	松田 康衛	" 字鵜対七	"
"	川村 文雄	" 字五日町三六の四	"
"	佐藤 昭二	大字榊引字榊引一三	"
"	山田 助六	大字坂牛字坂牛三八	"
"	小笠原小治	大字尻内町字尻内二五	"
"	菅田 正明	大字八幡字八幡丁一〇の一	"
"	斉藤 秀美	大字田面木字上田面木九七	"
"	鈴木 廣	大字八幡字盆田一三の四	"
"	畑中 忠雄	大字田面木字上田面木二二の三	"

理事	大下 敬作	" 字王城林一〇の六	"
"	斉藤 正人	" 字上田面木九六	"
"	清川 安美	大字尻内町字表河原一七の一	"
監事	田向 涉	大字田面木字前田表一八の八	"
"	山田 徳見	大字八幡字五日町四二の四	"
"	松田 浩一	" 字堰合一〇	"
理事	宮沢 劭	" 字林崎一〇の一	三・三三退任
"	小笠原武治	大字尻内町字尻内五六	"
"	川村 文雄	大字八幡字五日町三六の四	"
"	赤坂 文夫	大字田面木字下田面木一八	"
"	松田 鐵雄	大字八幡字鵜対一〇の一	"
"	三浦助右工門	大字榊引字榊引一五	"
"	菅田 正明	大字八幡字八幡丁一〇の一	"
"	山田 助六	大字坂牛字坂牛三八	"
"	小笠原小治	大字尻内町字尻内二五	"
"	下館 一男	大字田面木字中村三三の八	"
"	佐藤 昭二	大字榊引字榊引一三	"
"	下館 一恵	大字田面木字中村三三の九	"
"	斉藤 秀美	" 字上田面木九七	"
"	松田 善治	大字八幡字鵜対三	"
"	高坂 清治	" 字下陣屋四一	"
監事	田向 涉	大字田面木字前田表一八の八	"

三八地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、三八地域県民局地域整備部及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年五月二十日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

三戸郡三戸町大字川守田字 関根川原六九の五、六九の 六、六九の七及び六九の九	位 置	六 ・ メート	延 長	六・〇〇メートル	幅 員	平成 二 三 ・ 五 ・ 九	指 定 年 月 日
--	-----	---------------	-----	----------	-----	----------------------------------	--------------

土地改良事業の工事の完了

豊栄平地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第三項の規定により公告する。

平成二十三年五月二十日

上北地域県民局長 五十嵐 昭 彦

一 県営土地改良事業の名称

一般農道整備事業

二 工事完了年月日

平成二十二年九月三十日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十九号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

二の表中

サンタハウス迎賓館	大字大川字中桜川一八の二〇	を
サンタハウス迎賓館	大字大川字中桜川一八の二〇	に
シニアシティ弘前	大字向外瀬字豊田三一九の一	を
やくら荘	大字櫛引字下矢倉二二の二	に
福寿草インスプリング	大字妙字西平六の二七	を
福寿草インスプリング	大字妙字西平六の二七	に
クローバズ・ピアこうよう	江陽二丁目一の三三	を
クローバズ・ピアこうよう	江陽二丁目一の三三	に
おおひらき	大字鮫町字大開一五の二	を
特別養護老人ホームハビネス やくら	大字櫛引字下矢倉二二の二	に
湖楽園	大字奥瀬字下川目二の九	を
湖楽園	大字奥瀬字下川目二の九	に
生きがいハウス山水	東二十二番町八の四二	を
緑青園	沖館和田八四	に

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 特定役務の名称及び数量
青森県立中央病院清掃作業等業務委託

緑青園	〃	沖館和田八四	に、
グレイスハウス平川	〃	町居西田一二番地二	を
天寿園	〃	七戸町字舟場向川久保三〇八	に、
天寿園	〃	七戸町字舟場向川久保三〇八	を
こだまショートステイ	〃	七戸町字道ノ上五四の七一	に、
長老園	〃	南部町大字埵渡字東あかね五の二二五	を
長老園	〃	南部町大字埵渡字東あかね五の二二五	に改める。
ハピネスながわ	〃	南部町大字下名久井字剣吉前川原一の一	

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十三年三月二十五日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社トーソー

青森市港町二丁目一〇の四四

六 契約金額

年額一億千八百三十一万千九百円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十三年二月九日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭